## 最近の判例から

## (9) - 敷引特約と消費者契約法 -

# 敷引特約について、賃料の3倍を超える部分については消費者契約法10条に反し無効とした事例

(西宮簡判 平23・8・2 消費者法ニュース90-186) 村川 隆生

建物賃貸借契約において、敷金50万円の内40万円を敷引する旨の特約は消費者契約法10条に反するとして争われた事案において、賃料の3カ月を超える部分については消費者契約法10条により無効とした事例(西宮簡裁平成23年8月2日判決 消費者法ニュース90号186頁)

#### 1 事案の概要

賃借人Xは、賃貸人Yと賃料9万3000円、敷金50万円の内40万円を敷引金とする建物賃貸借契約を締結して6年間居住した後、退去した。Xは敷金50万円のうち40万円を敷引金とする敷引特約は消費者契約法10条に反し無効であるとして、敷金の返還を求めて提訴した。

### 2 判決の要旨

裁判所は、以下のように判示し、Xの請求の一部を認容した。

(1) 敷金は、賃料その他の賃借人の債務を担保する目的で、賃借人から賃貸人に交付される金員であり、賃貸借契約終了時に賃借人に債務不履行があればこれを控除した残額を、賃借人に債務不履行がなければ全額を賃借人に返還される目的のもと賃貸人に預託された金員と解されている。

このような性質を有する敷金から、賃借 人の債務不履行等がないにもかかわらずそ の一部を返還しないことを約することは、 敷金授受の目的を超えるものとなるため、 民法1条2項に規定する基本原則に反して 消費者である賃借人の利益を一方的に害す る特約といえるかが問題となる。

この点については、①京阪神地方においては、長年賃貸借契約終了時に敷金の一部を控除して返還するといういわゆる敷引特約の慣習が存在していること、②同慣習自体は、賃料額を低額に維持する効果も期待できることから直ちに不当とはいえないこと、③賃借人は、通常、賃貸借契約書等により敷引特約の存在を認識した上で賃貸借契約を締結していること等からすると、敷引特約そのものが直ちに、Xの利益を一方的に害するとまではいえないと解する。

ただし、その場合でも、①賃借人の債務 不履行等がないにもかかわらずその一部を 返還しないとする特約は、敷金授受の目的 を超えるものであるといえること、②一般 的に賃貸借契約書は予め不動文字で印刷さ れており、当該物件を賃借しようとする一 般消費者である賃借人は、敷引額の減額等 について交渉の余地がないのが通常である こと等の事情を考慮すると、敷引特約に基 づく敷引額が高額に過ぎると評価される場 合には、同敷引額に合理的な理由(特段の 事情)が認められない限り、合理的な理由 がない部分につき、消費者である賃借人の 利益を一方的に害する特約として消費者契 約法10条により無効と解するのが相当であ る。

(2) 本件敷引特約は、預託された敷金50万円

から無条件に40万円を控除するというものであるが、敷引率が80%と高率であり、かつ、月額賃料の約4.3倍になることからすると、敷金授受の目的を超えるもので高額に過ぎると評価せざるを得ない。

(3) 上記高額と評価される本件敷引額を控除 することに合理的な理由があるか否かについて検討する。

Yらは、上記合理的な理由(特段の事情) として、①本件敷引以外には礼金や更新料 等は授受されない契約となっていること、 ②本件敷引特約があるため、本件居室の賃 料を近隣相場に比して月8000円低額に抑え ていること、③本件居室は、谷町六丁目駅 から徒歩6分という好立地にあり、タイル 張りの高級感ある建物で 3 L D K 56.7㎡の 専有面積に照らしても賃料が高額過ぎると 評価することはできない、④平成23年度固 定資産税中、本件居室分は180万4800円で あること、⑤Xは、本件敷引特約を含めた 重要事項について説明を受け、本件敷引特 約の趣旨を十分に理解した上で本件賃貸借 契約を締結していること等から、本件敷引 特約には合理的な理由がありXの利益を一 方的に害する特約とはいえず、消費者契約 法10条に該当しないと主張する。

しかし、上記②の主張については、本件 敷引特約があるため、実際に本件居室の賃 料が月8000円低額になっていることを認め る証拠はなく、また、本件敷引特約が、賃 借期間の長短にかかわらず一律に40万円を 敷引すると定められていることからする と、当初から、Yらが賃料を低額に抑えて、 その分を敷引金から回収しようとする意図 があったとは認めがたい。

また、③④の事情については、本件居室 が収益物件である以上、通常賃料額に織り 込み済みであると認められるところ、賃料 額に反映されない付加価値として認めるに 足りる証拠もないため、いずれも、高額と 評価される本件敷引額を許容する特段の事 情に該当するとまでは認めがたい。

- (4) ただし、本件については、①Yらは敷引金40万円以外には更新料及び礼金等の金銭をXから徴収していないこと、②Xの本件居室の賃貸借期間が6年間であったこと、②Xは本件賃貸借契約に先立ち、本件敷引特約について説明を受け、その趣旨を十分に理解した上で本件賃貸借契約を締結していること等の事情が認められるところ、これらの事情は、敷引額を考慮する合理的な理由と認めるのが相当である。
- (5) 以上認められるところに弁論の全趣旨を 併せ考慮すると、本件敷引特約については、 月額賃料9万3000円の3か月分27万9000円 が相当な敷引金の範囲と解するのが相当で あり、その額を超える12万1000円について は、敷金の性質からして、一般消費者であ るXの利益を一方的に害する特約として、 消費者契約法10条により無効となると解す べきである。

#### 3 まとめ

敷引特約について、最高裁は「敷引額が高額に過ぎるなどの特段の事情がない限り有効」と判示し、賃料の3.5倍程度の敷引額は高額に過ぎるとはいい難いとした(RETIO83)が、本件では他の事情をも考慮して賃料の3か月を超える部分は無効としたものである。許容される敷引額は、契約の内容等を総合考慮して判断されることに注意が必要である。

(調査研究部上席主任研究員)

## 最近の判例から (10) - 礼金と消費者契約法 -

# 礼金特約は、契約期間経過前退去の場合に前払分賃料相当 額が返還されないとする部分について一部無効とした事例

村川降生 (大阪簡判 平23・3・18 消費者法ニュース88-277)

建物賃貸借契約の礼金の支払義務を課す条 項(礼金特約)は消費者契約法10条により無 効であるとして、支払った礼金の返還を求め た事案において、契約期間経過前退去の場合 に前払分賃料相当額が返還されないとする部 分について消費者の利益を一方的に害するも のとして一部無効とした事例 (大阪簡裁 平 成23年3月18日判決 消費者法ニュース88号 277頁)

#### 事案の概要

賃借人Xは、賃貸人Yと賃貸借期間を1年 とする建物賃貸借契約を締結した。その際、 XはYに対し、礼金特約に基づき礼金として 12万円を支払った。ところがXは契約から1 か月と8日後に当該賃貸借契約を解約して退 去した。Xは、建物賃貸借契約を締結した際 の返還を予定しない礼金の支払義務を課す契 約条項は、消費者契約法10条により無効であ ると主張して、支払った礼金12万円及びこれ に対する遅延損害金を求めて提訴した。

#### 2 判決の要旨

裁判所は、以下のように判示し、Xの請求 を一部認容した。

#### (1) 礼金条項の消費者契約性について

消費者契約とは、消費者と事業者との間で 締結される契約(消費者契約法2条3項)で あり、事業者とは、法人その他の団体及び事 業として又は事業のために契約の当事者とな る場合における個人をいう (同条2項)。

Xは個人であり、Yは株式会社なので、本 件賃貸借契約は消費者契約である。

#### (2) 礼金の性質について

#### ア 広義の賃料

通常、建物賃貸借契約締結時に賃借人が賃 貸人に支払う一時金には①礼金、権利金、敷 引金(名目上の敷金の内で無条件に賃貸人に 支払われ返還されない部分)等と、②敷金、 保証金等がある(顕著な事実)。この内、① は返還が予定されない金員で、②は賃借人の 債務を担保するもので、賃借人の債務不履行 等がなければ返還される預り金である。

礼金は、賃借人にとっては①の他の一時金 と同様に、建物を使用収益するために必要と される経済的負担である。一方、賃貸人は、 賃借人から受け取る建物使用収益の対価を毎 月の賃料だけではなく礼金等の一時金をも含 めた総額をもって算定し、それを建物賃貸借 経営の必要経費に充てているのが通常であ り、そして、①の一時金は、賃貸人の初年度 の所得として扱われている (顕著な事実)。 礼金のこうした経済的機能に鑑みると、礼金 は実質的には賃借人に建物を使用収益させる 対価(広義の賃料)であるといえる。

民法上は建物の使用収益の対価は「賃料」 であるとされている(民法601条)が、賃料 以外の名目で実質的な建物使用の対価を受領 することも許されると解されている。また、 賃料は月毎の後払い(民法614条)が原則で あるが、前払いも認められており、多くの場 合、特約で前払いとされている(顕著な事実)

このように、礼金の主たる性質は、広義の 賃料の前払であるということができるが、そ の他にもその程度は希薄ではあるものの賃借 権設定の対価や契約締結の謝礼という性質を も有している。

このように礼金は一定の合理性を有する金 銭給付であり、礼金特約を締結すること自体 が「民法1条2項に反して消費者の利益を一 方的に害するもの」であるとはいえないとい うべきである。

#### イ 期間対応性

礼金を広義の賃料として扱う考え方に対し ては、民法上の本来の賃料と比較すると、中 途解約の場合に一部返還がなされないなど賃 料としての重要な要素である賃料額と賃貸借 期間との対応性(以下、「期間対応性」とい う) に欠けるので賃料とみなすことはできな いという指摘がなされている。しかし、礼金 が民法の定める形式的意義の賃料でないこと は明らかなのであって、実質的・経済的に見 て建物の使用収益の対価として授受されてい るということにすぎないのであるから、礼金 を広義の賃料として扱うのなら期間対応性を 持たせるように礼金に関する契約を解釈して いけばよいのである。形式的意義の賃料でな いから賃料ではないという批判はあたらない というべきである。

礼金に前払賃料としての期間対応性を持たせなければ実質賃料の支払としての合理性がなくなるのであるから、予定した期間が経過する前に退去した場合は、建物未使用期間に対応する前払賃料を返還するべきであるという結論になるのは当然のことである。本件賃貸借契約締結の際の当事者間の合意としては、礼金として支払われた金員は返還を予定していないということであると推認される。しかし、そのような合意は、契約期間経過前退去の場合に前払分賃料相当額が返還されな

いとする部分について消費者の利益を一方的 に害するものとして一部無効である(消費者 契約法10条)というべきである。

Xは、契約期間1年の賃貸借契約で、1か月と8日間しか本件建物を使用せずに退去している。したがって、8日間分を1か月と換算したとしても、前払賃料として礼金12万円から控除できるのは1万円×2か月分=2万円ということになる。そして、礼金の授受については、一次的な性質は実質賃料の前払であるが、副次的には賃借権設定の対価や契約締結の謝礼という趣旨も含まれていること等の事情をも合わせて総合考慮すると、本件の場合、Yが礼金から控除することのできる金額は3万円とするのが相当であり、差額の9万円はXに返還すべきである

#### 3 まとめ

簡易裁判所で争われた事案であるが、礼金 に関する興味ある判決である。礼金は広義の 賃料であり前払賃料としての合理性を認めた うえで、賃料額と賃貸借期間の対応性(「期 間対応性一から、建物未使用期間に対応す る部分等の礼金は返還すべきと判示したもの である。実務において、契約成立後、賃借人 の都合により入居前に契約が解約となった場 合の解約精算において、礼金は返還しないこ とでの対応が多いと思われる(トラブル相談 も多い)が、本事案で判示された「期間対応 性」に照らすと、礼金を全額返還しないこと は不当ということになる。契約後、極短期間 で退去する等の特段の事情があるときは、期 間対応性の考え方で精算することが望ましい といえる。

## 最近の判例から (11) - 保証会社の追い出し行為 -

保証会社との保証委託契約における解除更新料等の特約が 消費者契約法10条により無効とされるとともに、保証会社 の組織的な追い出し行為が不法行為として認められた事例

(名古屋地判 平23・4・27 消費者法ニュース88-208) 松木 美鳥

賃借人が、賃借人の債務の保証委託契約に 関して、保証会社に対し、不当利得の返還や 不法行為に基づく損害賠償を求めた事案において、賃借人が1回でも賃料を滞納した場合、 保証委託契約が無催告で自動的に解除された 上で更新され、その際に1万円の解除更新料 を支払うなどとされた賃借人と保証会社との 保証委託契約における特約が消費者契約法10 条により無効とされるとともに、保証会社が 根拠のない不当な請求や退去の勧告を組織的 に行っていたことが社会通念上許容される限 度を超えたもので不法行為に該当するとされ た事例(名古屋地裁 平成23年4月27日判決 一部認容 消費者法ニュース88号208頁)

#### 1 事案の概要

- (1) 賃借人Xは、株式会社Aから、平成19年 11月7日、以下の約定等で、本件建物を賃借 し(以下「本件賃貸借契約」という。)、本件 建物の引渡しを受けた。
- ① 期間平成19年11月7日から平成21年11月6日まで
- ② 賃料及び共益費(以下「賃料等」という。) 賃料7万円、共益費8千円 支払期日毎月末日限り翌月分を支払う。
- ③ Xが賃料等の一部でも支払を遅延した場合、Xは遅延した金額とこれに支払日の翌日から支払をなした日まで年14%の割合による遅延損害金を付してAに支払う。

- (1) A、X及び保証会社Yは、平成19年11月7日、以下の約定を含む「住み替えかんたんシステム」の契約を締結して、Xは、Yに対し、本件賃貸借契約に基づくXのAに対する債務の連帯保証を委託し(以下「本件保証委託契約」という。)、Yは、Aに対し、同日、本件賃貸借契約に基づくXのAに対する債務を連帯保証した。(以下約定抜粋)
- ① 期間平成19年11月7日から平成20年11月6日まで
- ② 初回保証委託料40,500円
- ③ Xは、Yに対し、本件保証委託契約締結 後1年経過ごとに、1万円の更新保証委託 料(以下「経過更新料」という。)を支払 う。
- ④ Xが賃料の支払を1回でも滞納した場合、本件保証委託契約は、A及びXの承諾の有無にかかわらず無催告で自動的に債務不履行解除された上で、自動的に同一条件で更新される(以下「解除更新特約」といい、この更新を「解除更新」という。)。
- ⑤ 解除更新の場合、Xは、Yに対し、その 都度1万円の更新保証委託料(以下「解除 更新料」という。)を支払う(以下「解除 更新料特約」という。)。
- ⑥ Yは、Xが2か月分以上賃料の支払を滞納したとき、又はXが2か月以上更新保証 委託料の支払を滞納した場合は、A及びXの意向にかかわらず、Y単独にて本件賃貸

借契約を解除することができる。

(3) その後、Xは、賃料支払いを遅滞し、解除更新料7万円を支払ったが、平成21年6月ころ本件建物を明け渡し、上記、解除更新特約及び解除更新料特約は、消費者契約法10条に反し、無効であるなどとして訴訟を提起した。

#### 2 判決の要旨

裁判所は、次のとおり判示し、Xの請求を 一部認容した。

(1) 本件保証委託契約については、「お家賃 の引き落としが間に合わなかった場合にオー ナー様へお家賃をお立て替えするサービスで す。」とされ、初回保証委託料が40,500円と され、契約締結後1年経過ごとに、1万円の 経過更新料を支払うこととされているもの で、継続的契約である本件賃貸借契約のXの 債務を保証するものである。それにもかかわ らず、上記のように、Xが賃料の支払を1回 滞納しただけで、A及びXの承諾の有無にか かわらず無催告で自動的に債務不履行解除さ れるというのは、Xが初回保証委託料40.500 円を支払って、Yに対する債務を履行してい るのに、Yが自ら受託した保証債務を履行す る前に、自動的に債務不履行解除されること になるのであって、明らかに契約の趣旨に反 するものであり、その場合自動的に同一条件 で更新されるとされてはいるが、Xはその都 度1万円の解除更新料を支払わなければなら ないとされているものであるから、解除更新 特約及び解除更新料特約は、消費者の権利を 制限し、かつ消費者の義務を加重するもので あるし、信義誠実の原則に反して消費者の利 益を一方的に害するものであって、消費者契 約法10条により、無効というべきである。

(2) 全趣旨を総合すると、Yは、消費者契約 法10条により無効であることを知りながら、

Xに、解除更新特約及び解除更新料特約を含 んだ本件住み替えかんたん契約を締結させ て、解除更新料合計7万円を支払わせ、これ に加えて、Xに、年14.6%の遅延損害金を支 払わせて自らこれを取得し、さらには、不明 瞭な処理を行い、Aへの家賃等の振込手数料 のほかに、「振込手数料」、「その他・別途振 込手数料 | などと、根拠の明らかでない金銭 も含めXに過分な支払をさせていたこと、X が何回か支払を遅滞した後は、XとAとの間 の信頼関係が破壊されたと認められる状況に は至っていないにもかかわらず、本件建物か ら出て行くように働きかけていたこと、Yは、 賃貸住宅、店舗及びオフィス等の入居者の保 証人受託業務等を目的とする株式会社で、本 件住み替えかんたん契約の契約書や「ご入金 明細書」はYの上記業務についての一連のシ ステムの中で作成されたものであり、このよ うな不当な請求や退去の勧告を組織的に行っ ていたことが認められ、社会通念上許容され る限度を超えたもので、不法行為に該当する ものというべきである。

(3) よって、Xの本訴請求は、Yに対し、7万円、慰謝料20万円及び弁護士費用5万円と遅延損害金の支払い求める限度で理由がある。

#### 3 まとめ

本事例は、物件を借りるに当たり、連帯保証人を用意することができない賃借人のための賃貸保証委託会社が、根拠不明の金銭を含め賃借人に過分な支払をさせる行為や退去勧告を組織的に行っていたとして、慰謝料等が認められた事例で、実務上参考になろう。なお、RETIO84号122頁、同81号98頁についても併せて参考にされたい。

(調査研究部主任調整役)

## 最近の判例から (12) - 室内動産処分の追い出し行為 -

管理会社が賃料等を滞納した賃借人を追い出し、家財道具を 処分したのは不法行為が成立するとともに、賃貸人も共同不 法行為が成立するとして、連帯して賠償責任を認めた事例

> 松木 美鳥 (大阪高判 平23・6・10 消費者法ニュース90-134)

賃料等を滞納した賃借人が、管理会社の実 力行使による鍵交換と家財道具の貸室外への 排出について、賃貸人及び管理会社に対し、 損害賠償を請求した事案において、管理会社 が家賃等を滞納した賃借人の住まいを暴力的 に奪った行為は、不法行為が成立するとして、 慰謝料や動産の損害など165万円の賠償を命 じるとともに、賃貸人についても、管理会社 に賃貸物件の管理のための包括的権限を与 え、自身も管理会社の取締役を務めるなどの 事情のもとでは、共同不法行為が成立すると して、連帯しての賠償責任を認めた事例(大 阪高裁 平成23年6月10日判決 一部認容 消費者法ニュース90号134頁)

#### 事案の概要

本件は、賃借人X(当時49歳)が失職した ために家貨等6か月分(家賃・共益費・水道 代と合わせて月額35,000円)を滞納したこと を理由に、管理会社Yが執拗に取立てを繰り 返した挙げ句、室内にいたXを実力で追い出 した上、室内の動産のいっさいを搬出して、 近くの倉庫 (階段踊り場下の狭いスペース) に放置したために、使用が不可能になったと して、賃貸人Y1及びY2会社に対し、不法 行為により、室内動産の損害及び慰謝料の賠 償を求めた事案であり、主な事実関係は以下 のとおりである。

① Xは、平成14年4月30日、Y2会社との

間で、本件貸室を賃料等月額35.000円の約 定で、本件賃貸借契約を締結した。Y1は、 Y 2 会社に本件賃貸マンションの管理を委 託し、本件賃貸借契約に関しても包括的に 代理権を授与していた。

- ② Xは、平成20年9月25日、勤務していた 会社を解雇され平成21年5月以降、失業保 険期間が終了して収入がなくなり、賃料等 の滞納額が累積していった。
- ③ Y 2 会社から X に対し、平成21年 7 月17 日付け、平成21年8月7日付け、平成21年 10月5日付けの家賃支払督促状が郵送され ており、「入金の無い場合は、鍵をロック し解約させていただきます。」と記載され ていた。
- ④ しかし、Xは失業中であり、就職活動に 励んでいたが、年齢等がネックになり、無 職・無収入の状態が続いており、家賃督促 状を受け取っても、Y2会社には連絡せず、 電話にも出なかった。
- ⑤ そして、Y1の息子(Y2の従業員)A が、平成21年10月9日、本件貸室の合鍵を 使用して、室内に入ったところ、Xが居て、 Aに対し、「2ヶ月分の賃料等7万円を支 払う、生活保護費の支給を受けるので、今 後は継続的に賃料等が支払える。」と、契 約の継続の希望を伝えた。しかし、Aは、 これに応じず、Xの家財道具を室外へ搬出 させるとともに、玄関鍵のシリンダーを交

換させて、Xを本件貸室から追い出した。

#### 2 判決の要旨

裁判所は、次のとおり判示し、Xの請求を 一部認容した。

- (1) Y 2 会社(従業員A)は、上記度重なる 警告にも関わらず、Xが一向に滞納賃料等を 支払わないばかりか、X と連絡も付かなく なったことから、平成21年10月9日、遂にそ れまでの警告を実行に移すこととし、X を本 件貸室から実力で追い出したものと認めるこ とができる。
- (2) Xは、平成21年10月9日の夜はネットカフェに泊まるなど、今晩から寝泊まりする場所もないのに、Aとの間で本件賃貸借契約を合意解除し、その日のうちにXが本件貸室かち退去する旨合意したなどということは、考えられないことである。
- (3) Xは、平成21年10月10日午前1時頃、本 件賃貸マンションの1階エントランスに乱暴 に放置されていたXの家財道具を、携帯電話 の写真で撮影していることが認められる。し たがって、本件賃貸借契約の合意解除は成立 しておらず、Y2会社(従業員A)は、Xの 意思に反して、玄関鍵のシリンダーを交換し、 Xの家財道具を搬出して、Xを実力で本件貸 室から追い出したのであり、Aは、賃料等不 払いを理由に本件貸室の明渡しの自力政済を し、本件貸室のXによる占有を実力で排除し たのであるから、かかるAの行為が不法行為 に該当するのは明らかであり、Aの不法行為 は、Y2会社の執行としてなされたことが認 められるから、Y2会社は、Aの不法行為に つき使用者責任を負う。
- (4) Y 2 会社(従業員A)は、実力でXを本件貸室から追い出し、瞬時に、Xに寝泊まりする場所のない状態に陥られせたこと、Xは、Y 2 会社から暴力的に住まいを奪われ、今晩

からどこで寝泊まりすればよいのかを考えると、目の前が真っ暗になり、これから先の生活に絶望して、自殺すら考えたほどの精神的打撃を受けたことからすれば、Xが、Y2会社に連絡をとろうとせず、Y2会社による度重なる賃料等支私催告を黙殺したこと等を考慮しても、その慰謝料は相当に高額なものになるといわざるを得ず、その慰謝料額は80万円をもって相当と認める。

- (5) Xの被った損害額は、ビンテージものの ギター50万円、その他家財道具20万円、弁護 士費用15万円と認める。
- (6) Y 2 会社がY 1 から授与されていた包括的な代理権に基づき、AがY 2 会社の従業員としてXを本件貸室から実力で追い出し、本件貸室外にXの家財道具を搬出した行為については、Y 1 も事前に包括的に承諾を与えていたと認めることができるから、共同不法行為責任を負い、X に対する損害賠償金165万円の連帯支払義務があることが認められる。

#### 3 まとめ

本事例は、賃借人が賃料を滞納した際に鍵を無断で交換され、家財道具を処分されるという、賃貸人や賃貸住宅管理業者が自力救済行為として行った追い出し行為の紛争事例で、実務上参考になろう。また、自力救済の判例をまとめて紹介したRETIO72号32頁についても併せて参考にされたい。なお、賃貸住宅の管理業務の適正化を図るために、国土交通省の告示による賃貸住宅管理業の登録制度が平成23年12月より施行されているので、本制度の活用をお願いしたい。